

12月はオール東京 滞納STOP強化月間



東京全域で徴収対策を集中実施

区政運営を支える特別区民税の安定確保と納期内納税者との公平化を図るため、税の滞納に対して徴収対策を強化しています。12月は「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、東京都や都内全62区市町村とともに連携して徴収対策を集中的に実施します。

文書催告や電話、訪問による納付勧奨の強化

滞納者に催告文書の発送や、納付案内センターによる夜間・休日の電話や訪問による納付勧奨を実施します。

滞納処分の実施

文書催告や電話催告などで自動的に納付するよう促したにもかかわらず、滞納を放置している方には、法律に基づき財産（預貯金・給与等の債権、不動産、自動車等の動産など）の差

中学生「税についての作文」江東区長賞決定

「税についての作文」、「税の標語」は、租税教育の一環として中学生を対象に実施しています。今年もたくさん応募があり、審査の結果、江東区長賞など、各賞が決定しました。

江東区長賞受賞者は次の方々です。なお、受賞作品は区ホームページに掲載しています。

- 江東区長賞 稲本麻衣さん
 - 大島中学校 勝野美優さん
 - 有明中学校 森穂花さん
 - 亀戸中学校 和気百花さん
- 納税課納税管理係
☎(3647)4163
FAX(3647)8646

押等の滞納処分を行わなければなりません。

納税課では、滞納を解消する手段として差押を実施しており、勤務先や取引先、取引金融機関などの調査を進めています。今年度はすでに2千件を超える差押を行い、滞納処分を順次実施しています。

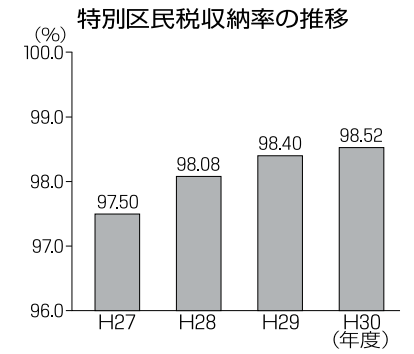
滞納を放置することなく、早急に納付するか、納付が困難な方はご相談ください。

検索・タイヤロックの実施

納付約束を守らない、まったく連絡がない、財産があるにも関わらず納付を拒否するなど悪質な滞納者には、自宅や事業所を強制調査する「検索」や「タイヤロック」を実施します。

平日夜間電話相談

特別区民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間の臨時納付



電話相談を開通します。日中の来庁や電話相談が難しい場合には、ぜひこの機会をご利用ください。

12月28日(木)・29日(金)、12月2日(月)午後5時～7時

納税環境の整備

区では、納付しやすい環境の整備に取り組んできました。口

夜間HIV即日検査を実施
検査は匿名・無料
結果はその日のうちに

12/5(木)

12月1日の世界エイズデーを中心とした1か月間(11月16日～12月15日)を東京都エイズ予防月間と定め、江東区ではHIV即日検査を実施します。

名前を伝えずに検査を受けられ、相談もできるので安心です。所要時間は1時間程度で、結果は当日に口頭でお知らせします。診断書や証明書は発行しません。まれに判定保留となる場合があります。この際は結果判明まで1週間程度かかります。なお、感染を心配するような行動から90日以上経過した後でないこと正しい結果が出ないためご注意ください。

座振替やコンビニエンスストア納付のほか、携帯電話から納付可能なモバイルレジ納付、ATMやインターネットバンキングで納付可能なペイジー納付さらに、クレジットカード納付もご利用いただけます。今後とも納税環境の整備に努めていきますので、納税のご協力とご理解をお願いします。

「特別区民税の納付に関する問合せ」納税課課税推進係
☎(3647)2063
FAX(3647)8646

「特別区民税の納付相談・平日夜間電話相談に関する問合せ」納税課徴収第一・第二係
☎(3647)4153
FAX(3647)8646

介護保険・国保・後期高齢 保険料の納付をお忘れなく

介護保険料は、皆さんが要支援・要介護状態になった時に利用する介護(予防)サービスの給付に充てられる貴重な財源となつていきます。保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際に利用者負担が3割(一定以上所得のある方は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費が支給されなくなる給付制限の措置がとられる場合があります。

介護認定率は年齢とともに上昇します。75歳以上になると3人に1人が介護認定を受けるようになり、多くの方が介護サービスを利用されています。給付制限の措置がとられた場合

介護認定率は年齢とともに上昇します。75歳以上になると3人に1人が介護認定を受けるようになり、多くの方が介護サービスを利用されています。給付制限の措置がとられた場合

介護認定率は年齢とともに上昇します。75歳以上になると3人に1人が介護認定を受けるようになり、多くの方が介護サービスを利用されています。給付制限の措置がとられた場合



I.Vも梅毒も、感染に気付きにくい病気です。早期治療のためにも感染の不安がある人は、積極的に検査を受けることが大切です。

※月2回、城東保健相談所でHIV・梅毒抗体検査(結果は2週間後)を実施しています。詳細は区報21日号をご覧ください。

介護保険料を、皆さんが要支援・要介護状態になった時に利用する介護(予防)サービスの給付に充てられる貴重な財源となつていきます。保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際に利用者負担が3割(一定以上所得のある方は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費が支給されなくなる給付制限の措置がとられる場合があります。

するサービスです。原則は、口座振替依頼の申請月の2か月後から引落し開始になります。

口座振替をご希望の方には、申請書を送りますので、ご連絡ください。また、ペイジー口座振替サービスも実施しています。こちらは、介護保険課、出張所の窓口でキャッシュカードと暗証番号の入力により、口座振替の手続きができます。

「ペイジーによる口座振替サービス」を利用できる金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、東京ベイ信用金庫、東京東信用金庫

※過去の未納保険料は口座振替サービスの対象外です。納付書でのお支払をお願いします。お近くのコンビニエンスストアでも納付できます。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を滞納すると

徴収嘱託員・コールセンターによる平日・夜間・休日等の訪問・電話催告を実施しています。特別の事情がなく滞納が続くと、財産の差押等の処分を行います。

一括の支払いが困難な場合や、災害などやむを得ない事情で支払えない場合は、分納・減免のご相談をお受けしています。放置せず早めにご相談ください。

医療保険滞納整理係
☎(3647)9278
FAX(3647)8443